

小型移動式クレーン運転技能講習 受講区分

受講の免除分類	講習時間	受講区分		免除科目	申込に必要な添付書類
<input type="checkbox"/> 従事経験、免許等なし	20時間 コース	1- 免除なし	(1)	免除なし	なし
次の免許を受けた者 <input type="checkbox"/> ① クレーン・デリック運転士免許 <input type="checkbox"/> ② 揚貨装置運転士免許 <input type="checkbox"/> ③ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下「旧クレーン則」という。）第223条に規程するクレーン運転士免許 <input type="checkbox"/> ④ 旧クレーン則第235条に規程するデリック運転士免許	16		(1)	力学 3時間 合図 1時間	「免許証の写し」
次の技能講習を修了した者 <input type="checkbox"/> ① 床上操作式クレーン運転技能講習 <input type="checkbox"/> ② 玉掛け技能講習	16時間 コース		(2)	力学 3時間 合図 1時間	「修了証の写し」
<input type="checkbox"/> ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者	17		(3)	原動機及び電気 3時間	「合格証の写し」
次の技能講習を修了した者 <input type="checkbox"/> ① 車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習	17		(4)	原動機及び電気 3時間	「修了証の写し」
<input type="checkbox"/> ・つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者	19		(5)	合図 1時間	「免許証の写し」及び 「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・5トン以上の床上操作式クレーンに係る就業制限規則の施行（平成2年10月1日）以前に、特別教育を受け同クレーンの運転の業務に6月以上従事した経験を有する者 <input type="checkbox"/> ・平成4年9月30日までの間に、5トン以上の床上操作式クレーンの特別教育を終了し、かつ、同クレーンの運転の業務に6月以上従事した経験を有する者 （5トン以上の床上操作式クレーンに係る就業制限規則の改正規定の施行は平成2年10月1日であるが、経過規程により、平成4年9月30日までは、特別教育により運転できた。）（令20条6号）	19	2- （一部免除）	(6)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、6月以上従事した経験を有する者	19		(7)	合図 1時間	「免許証又は修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・平成4年9月30日までの間に、特別教育を終了し、かつ、1トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、6月以上従事した経験を有する者（令20条7号）	19		(8)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
特別教育を終了して、次の業務に6月以上従事した経験を有する者 <input type="checkbox"/> ① 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務（安衛則第36条6号） <input type="checkbox"/> ② つり上げ荷重が5トン未満のクレーン（安衛則第36条15号イ） <input type="checkbox"/> ③ つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ（安衛則第36条15号ロ） <input type="checkbox"/> ④ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務（安衛則第36条16号） <input type="checkbox"/> ⑤ つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務（安衛則第36条17号） <input type="checkbox"/> ⑥ つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務（安衛則第36条19号）	19		(9)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山において移動式クレーン（令第20条第7号の移動式クレーンをいう。）のうちつり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	13		(10)	合図 1時間 運転実技 6時間	「実務経験証明書」